

## 《省エネ改修A・省エネ改修B(省エネ基準に適合する工事) 添付書類一覧》

### ◆ 全ての申請において、下記の添付書類が必要となります。

<input type="checkbox"/>	経費配分書
<input type="checkbox"/>	実際の事業費の内訳
<input type="checkbox"/>	事業計画書
<input type="checkbox"/>	住宅の所在地、所有者が確認できる書類(固定資産税納税通知書の写し、登記事項証明書の写しなど)
<input type="checkbox"/>	住宅の現況が確認できる写真(改修する箇所の現況写真(配置図、平面図等に撮影位置を図示したもの))
<input type="checkbox"/>	工事請負契約書の写しまたは 請書の写し
<input type="checkbox"/>	債権者登録申請書
<input type="checkbox"/>	口座情報を示した書類の写し添付 (通帳等の写し(通帳レス口座の場合は、口座情報がわかる画面を印刷したもの))
<input type="checkbox"/>	耐震基準に適合することが確認できる書類(耐震診断結果の写し、住宅性能評価書の写し、確認済証の写し等)
<input type="checkbox"/>	国で定める省エネ基準を満たす工事内容が確認できる書類(建材・設備の型番がわかる性能評価書の写し、カタログの写し等)
<input type="checkbox"/>	同意書 (市税納付状況等を確認することへの同意) … 一人暮らしで、住宅所有者が本人の場合は不要
<input type="checkbox"/>	その他市長が必要と認める書類

### ◆ そのほか、下表の左側に該当する場合、その右側に示す書類を添付してください。

工事内容・住宅種別・所有の別		チェック	添付が必要な書類
工事	間取り変更や増築が伴う工事を行う場合	<input type="checkbox"/>	図面 (変更箇所や増築面積がわかるもの)
//	建築基準法第6条第1項又は同法第6条の2第1項による確認が必要な工事を行う場合	<input type="checkbox"/>	確認済証の写し
住宅	併用住宅について工事を行う場合	<input type="checkbox"/>	図面 (住宅の用途に供する部分の面積と事業の用途に供する部分の面積がわかるもの)
//	併用住宅のうち、住宅の用途に供する部分の面積が建物全体の面積の1/2に満たない住宅について工事を行う場合	<input type="checkbox"/>	登記事項証明書 (建物)
//	マンション等の共同住宅(居住の用途に供する専有部分に限る)について工事を行う場合	<input type="checkbox"/>	登記事項証明書 (建物)
所有	申請者と対象住宅の所有者が同居していない場合	<input type="checkbox"/>	戸籍謄本 (申請者と所有者の続柄がわかるもの)
//	申請者が対象住宅に居住していない場合	<input type="checkbox"/>	戸籍謄本 (申請者と居住者の続柄がわかるもの)
//	当該年度が属する年の1月1日以降に住宅を新たに取得した場合	<input type="checkbox"/>	登記事項証明書 (建物)

※ 住民票・戸籍は、原則3ヶ月以内に発行されたもの(原本)を提出してください。

※ 工事完了後に工事物件に転居する場合、実績報告時に転居後の世帯全員の住民票を添付してください。